

↳ 使途秘匿金

Q : いわゆる使途秘匿金に対しては、税務上厳しい措置がとられているそうですが、どのような取扱いがされるのですか？

A : 使途秘匿金に対しては、損金不算入により通常の法人税を課税した上で、さらに40%の追加課税がなされます。

【解説】

会社が、使途秘匿金の支出をした場合には、その支出について納税義務があるものとして、その使途秘匿金に対しては、損金不算入とすることにより通常の法人税を課税したうえで、さらに40%の税率でその使途秘匿金に法人税を特別に課税(追加課税)することとされています。これは、会社が支出の相手先を秘匿することは違法ないし不当な支出につながりやすく、また、支出先の脱税を助けかねないといった趣旨から、このような取扱いにされているのです。追加課税ですから、会社がたとえ赤字であっても、使途秘匿金の額の40%相当の法人税(別途、住民税の負担もあり)は課せられることとなります。

なお、ここでいう使途秘匿金の支出とは、次のようなものをいいます。

- ① 金銭の支出であるか、金銭以外の資産の引渡しであるときは、贈与、供与その他これらに類する目的のために行われるものであること
- ② 相当の理由なく相手方の氏名等を帳簿書類に記載していないこと
- ③ 明らかに相当の資産の譲受けその他の取引の対価であると認められるものでないこと

